

議案第 4 2 号

専決処分事項の承認を求めることについて

次のことについて、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 7 9 条第 1 項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定により報告し、市議会の承認を求める。

令和 2 年 5 月 8 日提出

東近江市長 小 椋 正 清

東近江市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

専決第5号

専 決 処 分 書

次のことについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

令和2年3月31日

東近江市長 小 椋 正 清

東近江市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

東近江市介護保険条例の一部を改正する条例

東近江市介護保険条例（平成17年東近江市条例第164号）の一部を次のように改正する。

第9条第1項から第5項までの規定中「平成32年度」を「令和2年度」に改め、同条第6項中「平成31年度から平成32年度までの各年度」を「令和2年度」に、「同号の規定にかかわらず23,400円」を「、同号の規定にかかわらず、18,720円」に改め、同条第7項中「平成31年度から平成32年度までの各年度」を「令和2年度」に、「23,400円」を「18,720円」に、「39,000円」を「31,200円」に改め、同条第8項中「平成31年度から平成32年度までの各年度」を「令和2年度」に、「23,400円」を「18,720円」に、「45,240円」を「43,680円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の第9条の規定は、令和2年度分の保険料から適用し、令和元年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

提案理由

介護保険法施行令及び介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令の施行に伴い、本市条例についても一部を改正する必要性が生じたため専決処分を行ったので、市議会の承認を得たく、本議案を提出するものである。